

プラ新法施行に伴う検討業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

令和4年4月1日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化の実施が努力義務として規定された。

本市では現在、プラスチック使用製品廃棄物を燃やせるごみとして収集し、焼却による発電を行っているが、今後、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化の実施について検討を進める必要がある。

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を実施する方法としては、本市が中間処理施設を建設する方法、民間の中間処理施設に委託する方法、認定再商品化事業者によるリサイクルを行う方法などがある。

本業務では、分別収集・再商品化の実施方法を整理し、検討を行う。

なお、循環型社会形成推進地域計画の対象地域は、本市と三股町（以下「1市1町」という。）となっている。

2 業務の概要

- (1) 名称 プラ新法施行に伴う検討業務委託
- (2) 場所 都城市及び三股町
- (3) 内容 別紙1 仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和8年9月30日まで
- (5) 提案上限額 16,259,100円(消費税及び地方消費税相当額1,478,100円を含む。)

3 プロポーザル方式を採用する理由

本業務は、本市発注のプラ新法施行に伴う検討業務を行うものである。

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化の実施方法は数通りあり、コスト面、スケジュール面、実現性を整理し、その中で1市1町にとって最適な方法を検討する必要がある。

そのため、委託業者を選定するに当たっては、都城市プロポーザル方式等の実施に関する要綱第3条第1号に規定するプロポーザル方式等の対象となる事業に該当するため、公募型プロポーザル方式を採用するものである。

4 業務スケジュール（予定）

| 内 容 | 日 程 |
|--------------------------------|------------------------------------|
| 選定委員会発足（審査方法並びに評価項目及び評価視点の決定） | 令和7年5月7日（水） |
| 公告日【公募型】 | 令和7年5月8日（木） |
| 参加表明書【公募型】 | 令和7年5月8日（木）から 令和7年5月21日（水）まで |
| 質疑の受付期間 | 令和7年5月8日（木）から 令和7年5月23日（金）まで |
| 質疑の回答 | 令和7年5月28日（水）まで随時 |
| 参加資格確認結果の通知及び 技術提案書提出要請書の送付 | 令和7年6月2日（月） |
| 技術提案書の受付期間 | 令和7年6月2日（月）から 令和7年6月11日（水）17時必着 |
| 審査（書類・プレゼンテーション審査） | 令和7年6月中下旬頃 [予定] |
| 審査結果の通知及び公表 | 令和7年6月下旬頃 [予定] |
| 契約締結日 | 優先交渉権者との交渉が調い次第、 速やかに締結する。 |

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

5 指名型か公募型かの別

公募型

6 参加資格要件

提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (3) 市税等について完納していること。また、国税について滞納がないこと。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (5) 宮崎県内に、営業所（本店又は常時建設コンサルタント業務に関する契約を締結する支店等に限る。）を有するものであること。

- (6) 都城市建設工事等の競争入札に係る参加者資格等に関する要綱（平成23年度告示第311号）第5条第1項に規定する建設業者等有資格業者名簿（以下、「名簿」という。）に、建設コンサルタント（廃棄物）の有資格業者として登載されており、現に競争入札参加の資格を有していること。
- (7) 参加申込書の提出期限から優先交渉者の選定までの間に、都城市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 国及び地方公共団体等の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を過去10年以内において、元請として受注した実績を有する者であること。
- (9) 次のアからウまでの全ての技術者を配置できること。なお、アからウまでの技術者については、兼務不可とする。
- ア 管理技術者
技術士法に定める技術士で総合技術管理部門（衛生工学部門-廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）または衛生工学部門（廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）またはRCCM（廃棄物部門）の資格を有し、廃棄物処理施設の実施設計の実績を有する者。
- イ 照査技術者
技術士法に定める技術士で総合技術管理部門（衛生工学部門-廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）または衛生工学部門（廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）またはRCCM（廃棄物部門）の資格を有し、廃棄物処理施設の実施設計の実績を有する者。
- ウ 担当技術者
本件と同種又は類似の業務実績を有する者。
- (10) 設計成果の品質を確保することから、品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001の認証を取得していること。また、以下の認証取得状況については、評価項目として加点対象とする。
- ・情報セキュリティ・マネジメントシステムの国際規格であるISO27001
 - ・環境マネジメントシステムに関する国際規格であるISO14001

7 参加表明書の提出要領

(1) 作成要領

ア 参加表明書（様式第3号）

イ 事業者概要（任意様式 事業者概要及び事業実績が分かるパンフレット等）

(2) 提出期間

令和7年5月8日（木）から令和7年5月21日（水）まで

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日は除く日（以下「平日」という。）とする。

(4) 提出方法

持参又は書留郵送により、「13 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

(5) 提出部数

1部

(6) 参加申込の結果通知及び技術提案書等提出要請書の通知

参加申込の結果について、令和7年6月2日(月)までに通知すると共に、技術提案書等提出要請書を送付する。

(7) 辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次に掲げる方法で提出すること。なお、この場合において、その他の事業において不利益を受けることはないものとする。

ア 提出書類 辞退届(様式第2号)

イ 提出期限 令和7年6月11日(水)まで

ウ 受付時間 平日午前9時から午後5時まで

エ 提出方法 持参又は書留郵送により、「13 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

8 技術提案書の作成要領

(詳細については別紙2の技術提案書作成要領に基づくこと)

(1) 提出書類

(ア) 技術提案書等提出書(様式第4号)

(イ) 会社概要(様式第5号)

(ウ) 業務実績(様式第6号)

(エ) 受注した場合の担当者及びチーム編成(任意様式)

(オ) 業務実施体制調書(様式第7号)

(カ) 管理技術者・照査技術者・担当技術者の経歴等調書(様式第8号)

(キ) 再委託調書(様式第9号)

(ク) 技術提案書(任意様式)

(ケ) 見積書(任意様式)

(2) 提出期間

令和7年6月2日(月)から6月11日(水)まで

(3) 受付時間

平日午前9時から午後5時まで

(4) 提出方法

持参又は書留郵便により、「13 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

(5) 提出部数

正本1部、副本9部（副本は複写でも可）

9 質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和7年5月8日（木）から5月23日（金）17時まで

イ 受付方法

質問書（様式第1号）を電子メールで提出し、電子メールの件名は「プラ新法施行に伴う検討業務委託質問書（法人名）」とし、メールの送付後に、「13 応募・問合せ先」へ電話で送信確認を行うこと。

なお、電話での質問等は受け付けない。

ウ 提出先

「13 応募・問合せ先」と同じ。

エ 回答方法

令和7年5月28日（水）17時まで随時、市ホームページで公開する。

10 審査方法

(1) 選定委員会の構成

都城市プロポーザル方式等の実施に関する要綱（平成24年度告示第254号。以下「プロポーザル要綱」という。）第7条及び第8条の規定に基づき、プラ新法施行に伴う検討業務委託選定委員会を設置する。

委員は、1市1町の関係職員7人（環境森林部長、同部環境政策課長、同部環境業務課長、同課副課長、同部環境施設課長、同課副課長、三股町環境水道課長）で組織する。

(2) 審査方法

ア 第1次審査（書類審査）

提出された技術提案書を、別紙3「評価項目及び評価基準」に基づいて審査し、高い評価を得た上位3者を選考する。ただし、プロポーザル（コンペ）の提案者が3者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施するものとする。

イ 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

第1次審査により選考された者が、次に掲げるとおり、技術提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、別紙3「評価項目及び評価基準」に基づいて再度審査を行い、優先交渉者を選定する。

- (ア) 日程
令和7年6月中下旬頃（日程については別途連絡する。）
 - (イ) 出席者
1者3名以内
 - (ウ) 実施時間
1者30分以内（器機のセッティング・撤去に係る時間を含む。）
 - (エ) 貸出物品
机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。
- (3) 評価項目及び評価基準
別紙3「評価項目及び評価基準」のとおり
最低基準点を6割とし、委員の総合計点が、満点の6割以上となる参加者がいなかったときは、優先交渉者を選定しない。
なお、提案者が1者のみの場合でも、委員の総合計点が、満点の6割以上の場合は、優先交渉者として選定する。
- (4) 審査結果の通知
プロポーザル要綱第12条第2項の規定に基づき、全ての提案者に対して、審査結果通知書により通知するものとする。この場合において、優先交渉者にならなかった者に対しては、理由を付して通知する。
- (5) 審査結果の公表
審査結果について公表の請求があったときは、秘密事項を除き、その内容を公表するものとする。
なお、企業ノウハウ等に属し、秘密とすべき事項があれば、あらかじめ当該事項を技術提案書において特定し、発注者に指示すること。

1.1 契約に関する事項

- (1) 契約の締結
優先交渉者と都城市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。
- (2) その他
 - ア 契約代金の支払は、「完了払」とする。
 - イ 優先交渉者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を優先交渉者とする。

1 2 その他

- (1) 次に掲げる事項に該当する場合、失格とする。
 - ア 提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合及びプレゼンテーション審査に参加しなかった場合
 - イ 見積金額が、提案上限額を超えている場合
 - ウ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
 - エ その他優先交渉者として選定するにふさわしくないと市が認める場合
- (2) 本プロポーザルに係る参加事業者側の費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (3) 技術提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。
- (4) 提出された技術提案書等は返却しない。
- (5) 提出された技術提案書等は、優先交渉者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、都城市情報公開条例(平成18年条例第28号)に基づき対応する。
- (6) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- (7) 技術提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する場合がある。
- (8) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。
- (9) 提出された技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、技術提案書等を無効とするとともに、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。

1 3 応募・問合せ先

〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号
都城市 環境森林部 環境施設課 施設整備担当 宮島
電 話 0986-23-3319 (直通)
F A X 0986-23-2172
E-mail kankyo-sisetu@city.miyakonojo.miyazaki.jp